

函館市地域包括支援センター社協

1 センターの概要（令和2年（2020年）3月31日現在）

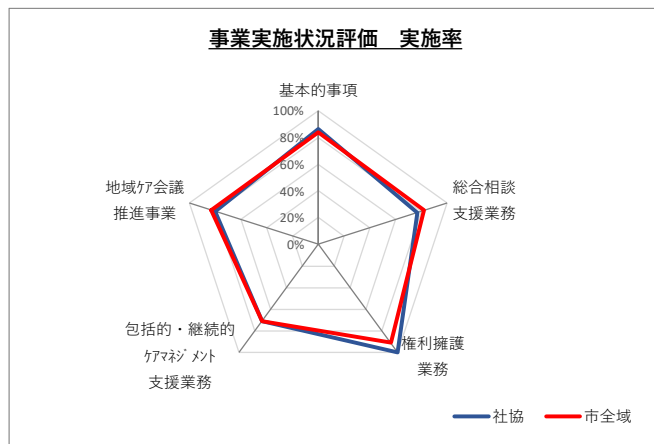
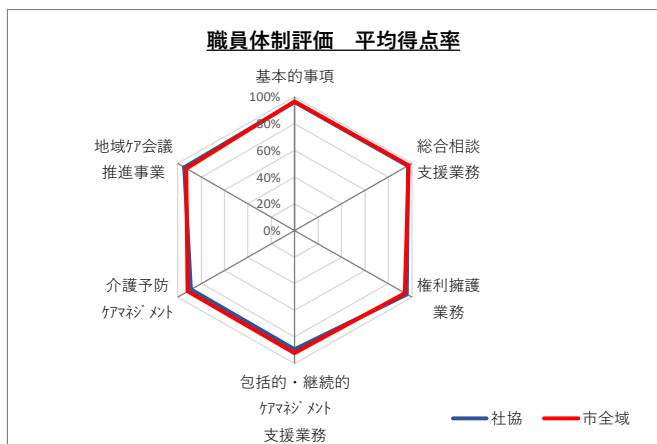
運営法人	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	所在地	函館市館町3番地1
担当圏域	東部圏域（人口：11,025人・高齢者人口：5,166人・高齢化率：46.9%）		
配置基準職員数	4名（保健師1名・社会福祉士1名・主任介護支援専門員1名・事務員1名）		
配置基準外職員数	1名（介護支援専門員1名）		

2 評価結果概要

① 職員体制評価・事業実施状況評価

事業種別	職員体制評価 平均得点※			事業実施状況評価 実施率		
	配点	社協	市全域	項目数	社協	市全域
基本的事項	45.0点	43.3点	43.4点	7項目	86%	83%
総合相談支援業務	30.0点	29.0点	29.2点	13項目	77%	82%
権利擁護業務	30.0点	28.7点	28.2点	13項目	100%	91%
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	21.0点	18.7点	19.3点	7項目	71%	71%
介護予防ケアマネジメント	15.0点	13.3点	13.7点	—	—	—
地域ケア会議推進事業	18.0点	17.0点	16.7点	10項目	80%	83%
合計	159.0点	150.0点	150.6点	50項目	84%	83%

※評価尺度の1を3点、2を2点、3を1点として個人の得点を算出し、全職員の得点の合計を職員数で除したものの。



【基本的事項】

○ 課題等

- ・PDCAサイクルの考え方は理解しているが、活動計画の策定時、プロセス（過程）評価とアウトカム（結果）評価が不十分で、前年度の取り組みを目標・計画に十分反映できていない。

【総合相談支援業務】

○ 効果的な取組

- ・圏域内の自主活動グループ等の情報をまとめた一覧を作成し、相談があった際に地域住民等にも配布するなど、総合相談で活用している。
- ・2か月に1回、医療機関や介護保険事業所を参集し保健医療福祉連携会議を開催しており、関係機関とのネットワークの強化につながっている。

【総合相談支援業務】

○ 課題等

- ・社会資源の情報をまとめ一覧を作成しているが、情報の更新は個々の職員が随時実施している状態のため、定期的に更新する仕組みが必要である。
- ・総合相談により把握した情報の積み上げや整理を行い始めた段階であるため、今後はその情報を分析し、活動計画に反映させるなどの取り組みが必要である。
- ・相談者や相談経路の分析は行っているが、周知の強化までは至らなかった。

【権利擁護業務】

○ 課題等

- ・権利擁護業務として対応するケースが少なく、ケース支援を通じた対応能力の向上が困難なため、外部研修の参加や市、他センターとの情報共有により、対応能力の向上を図る必要がある。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】

○ 課題等

- ・環境整備の実践プロセスに沿って、包括的・継続的ケアマネジメント体制を構築する仕組みがないことから、ケアマネジメント研修の企画等に活用できる仕組みづくりが必要。
- ・圏域のケアマネジメント研修について、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携しての開催に至っていないため、企画からの参画や当日の役割分担など、連携・協働を図り開催することで、主任介護支援専門員としての意識の向上を働きかける必要がある。
- ・介護支援専門員への個別支援の対応実績がない。経験の長い介護支援専門員が多いという地域の特徴はあるが、支援において困難を抱えたときに介入できるよう、日頃から声かけを行う等の関わりを継続する必要がある。

【地域ケア会議推進事業】

○ 課題等

- ・個別ケースの検討を行う地域ケア会議において、会議終了後のモニタリングや参集者へのフィードバックを行う仕組みがないため、その仕組みづくりが必要である。
- ・地域課題の検討を行う地域ケア会議において、地域課題の共有とネットワークの構築は行えているが、課題を解決するための具体的な手法の検討には至っていない。検討方法の見直し等により、地域づくりや資源開発機能を有する会議運営を行う必要がある。

② 運営体制評価

- ・勤続継続年数が3年未満の職員が半数以上を占めるが、一定の引継ぎ期間を設け、十分な引継ぎを行うことができおり、事業を実施できる体制が確保されている。
- ・現場の要望も踏まえ職員が働きやすい職場環境を整えるなど、適切な業務管理が行われている。
- ・外部研修への参加の機会を確保するなど、教育・研修体制を整備している。
- ・厚生労働省の定める振興山村等の特別地域のため、公益性（同一法人のサービス事業者の利用割合）は評価対象外とする。